

取手市市政協力員連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、取手市市政協力員連絡協議会（略称「市協連」）と称し、事務所を市役所内に置く。

(組織)

第2条 この会は、取手市各地区の市政協力員をもって組織する。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と各地区市政協力員相互の連絡調整をはかり、民主的にして明朗なる町内自治の確立を期するため、その運営改善に関して研究協議し、市民福祉の増進に努めるとともに、市行政に協力し、市政の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治の本義を体し、市政と市民生活との連絡をはかり、もって自治運営の円満なる発展をはかること。
- (2) 地区事業の効果的運営について調査研究すること。
- (3) 地区活動の情報を相互に交換すること。
- (4) 会員の自治意識を高めるため研修会（講演、研修視察旅行）を開催すること。
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事業。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	5名以内
幹 事	10名以内
会 計	1名
監 査	1名

- 2 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその会務を代理する。
- 4 幹事は、会務の執行にあたる。
- 5 会計は、この会の会計を掌理する。
- 6 監査は、この会の会計を監査する。

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

2 前項の規程にかかわらず会長及び副会長を除く役員が、任期の途中で地区の市政協力員を変更した場合は、それぞれの該当地区（東部、西部、南部、北部、藤代）の推薦を受けた者を、その後任に充てるものとする。

（役員任期）

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了によって退任した役員が引き続き市政協力員にあるときは、新たな役員が就任するまでの職務を行う。

（会議）

第8条 会議は、総会及び役員会とし会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 総会及び役員会は、会員の過半数が出席（委任を含む）しなければ議事を開き、議決することができない。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の書面表決等）

第9条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規程の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会）

第10条 総会は、全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、若しくは会員の三分の一以上の請求があるときに開催する。

3 総会は次の事項を議決する。

役員選挙、予算の決定、決算の承認、会則の改廃その他必要と認める事項

（役員会）

第11条 役員会は、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成し、必要に応じて開催し、この会の目的達成に必要な事項の審議と執行について協議する。

（会計）

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

この会の会則は、昭和48年1月1日から適用する。

付則

この会の会則は、令和3年7月9日から適用する。

付則

この会の会則は、令和4年5月9日から適用する。

付則

この会の会則は、令和6年4月20日から適用する